

南甘漁業協同組合遊漁規則

（共第6号第五種共同漁業権）

（目的）

第一条 この規則は、南甘漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第6号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（アユ、マス（ヤマメ、イワナを含む。以下同じ。）、ウグイ、ウナギ及びカジカをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児が行う遊漁についてはこの限りではない。

2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員もしくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十三条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第八条第1項あるいは同条第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

（遊漁期間）

第三条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
ア ュ	組合が定める日時から10月31日まで
ヤ マ メ サ ク ラ マ ス イ ワ ナ	3月1日から9月20日まで
マ ス (ヤマメ、サクラマス、イワナを除く。以下同じ。)	3月1日から翌年1月31日まで ただし、特設釣り場を除く

ウグイ	3月1日から翌年1月31日まで
ウナギ	5月1日から9月30日まで
カジカ	4月1日から翌年1月31日まで

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具・漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
手釣	1人につき1本
竿釣	1人につき1本
やす	1人につき1本

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具・漁法は、イ欄の魚種をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁してはならない。

ア 漁具・漁法	イ 魚種	ウ 区域	エ 期間
毛針釣り (フライ釣、テンカラ釣を除く)	全魚種	南甘漁協が管理する 神流川本流	4月11日から第三条第1項 の組合が定める日時まで
投網 引掛 ドブ釣	全魚種	南甘漁協が管理する 神流川本支流	1月1日から 12月31日まで
やす	全魚種	南甘漁協が管理する 神流川本流	2月1日から 組合が定める日時まで
		南甘漁協が管理する 神流川各支流	1月1日から 12月31日まで
疑似オトリ	アユ	南甘漁協が管理する 神流川本支流	1月1日から 12月31日まで
リール竿	アユ	南甘漁協が管理する 神流川本支流	1月1日から 12月31日まで
餌釣	アユ	南甘漁協が管理する 神流川本支流	1月1日から 12月31日まで

3 第2項の組合が定める日時は、組合の掲示板に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域及び時間)

第五条 第三条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄に掲げる期間または時間中、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間・時 間
神流町大字柏木赤土橋から下流の神流川	9月15日から10月31日まで
神流町大字柏木 柏木ダム堰堤から柏木橋までの神流川	9月21日から2月末日まで
神流町大字生利飯島川の全域	1月1日から12月31日まで
船子川砂防ダムから船子川上流ダムまでの船子川	1月1日から12月31日まで
南甘漁協が管理する漁場における各堰堤魚道内	1月1日から12月31日まで
南甘漁協が管理する神流川本支流	20:00～翌日4:00まで。ただし、3月1日は5:00までとする。

(全長の制限)

第六条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
アユ	10センチメートル
ヤマメ サクラマス イワナ マス	15センチメートル
ウグイ	8センチメートル
ウナギ	30センチメートル

(尾数の制限)

第七条 次の表の左欄に掲げる魚種は、第九条第1項に規定される区域を除き、1人1日当たりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

魚 種	尾 数
ヤマメ サクラマス イワナ ニジマス	20尾 (左欄の魚種を合算したもの)

(遊漁料の額及び納付方法)

第八条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁承認証取扱所（以下「遊漁証取扱所」という。）において納付するときは次の表のとおりとし、第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に全魚種は2,500円を、アユを除く魚種は1,500円を加算した額とする。なお、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までとする。

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
全魚種	徒手採捕 手釣・竿釣 やす	1日	2,500円
		1年	12,000円
アユを除く魚種	徒手採捕 手 釣 竿 釣	1日	1,500円
		1年	7,000円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
小 学 生	全魚種	徒手採捕 手 釣 竿 釣	1年	無料
中 学 生	全魚種	徒手採捕 手 釣 竿 釣	1年	300円
障害者手帳を有する者	全魚種	徒手採捕 手 釣 竿 釣	1年	10,000円

		や す		
	アユを除く魚種	徒手採捕 手 釣 竿 釣	1年	5,000円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

- 3 遊漁料は、別表に掲げる遊漁証取扱所において納付しなければならない。ただし、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(特設釣り場に関する事項)

第九条 組合は、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄に掲げる期間中を特設釣り場と定め、遊漁者はウ欄の漁具・漁法でのみ遊漁を行うことができる。

ア 区 域	イ 期 間	ウ 漁具・漁法
船子川上流ダムから、川平堰堤及び東沢堰堤までの間の船子川	1月1日から12月31日まで ただし、ヤマメ、イワナは 3月1日から9月20日まで	竿釣り 〔餌釣り〕 ルアー釣り フライ釣り 1人につき1本

- 2 前項の区域及び期間で遊漁をしようとする者は、前条各項の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。

遊漁対象水産物	区 分	遊漁者の種類	遊 漁 料
ヤマメ イワナ ニジマス	アーリーバード (5:00~12:00)	小学生	1,500円
		中学生及び高校生	2,000円
		女性	3,000円
		上記以外の者	3,500円
	スタンダード (8:00~17:00)	小学生	1,500円
		中学生及び高校生	2,000円
		女性	3,000円
		上記以外の者	3,500円
	アフタヌーン (12:00~17:00)	小学生	1,500円
		中学生及び高校生	2,000円
		女性	2,500円

		上記以外の者	3,000円
--	--	--------	--------

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

3 第1項の区域及び期間で遊漁しようとする者は、1日15尾を超えて魚を保持してはならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第十条 組合は、第二条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所および顔写真
(ただし、期間を1年とする遊漁証に限る)

(2) 承認期間

(3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類

(4) 発行者名

(5) その他参考となるべき事項

2 遊漁証の交付は、別表の遊漁証取扱所、特設釣り場遊漁証取扱所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁証は、他人に貸与してはならない

(遊漁に際し守るべき事項)

第十一条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場の川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第十二条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又はベストをつけるものとする。

(1) 氏名および顔写真

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第十三条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(附則)

- 1 この規則は令和5年9月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に令和5年2月21日付け群馬県指令蚕園第201-2号で認可された南甘漁業協同組合遊漁規則（共第6号第五種共同漁業権）により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。

○令和5年9月1日群馬県知事認可 群馬県指令蚕園第201-6号

◆ ◆ ◆ 注意事項 ◆ ◆ ◆

遊漁者がこの遊漁規則に違反し、漁場監視員の指導に従わない場合は、漁業法第195条に規定する漁業権侵害事例として警察に通報し、取締り協力を求めるものとする。

◆ ◆ ◆ 注意事項 ◆ ◆ ◆

別表 遊漁証取扱所

No	名 称	所 在 地	電 話 番 号	備考
1	飯塚おとり販売所	多野郡神流町大字麻生 32	0274(57)3455	
2	岡本鑑札販売所	〃 〃 大字生利 1553	0274(57)3360	
3	天野刃物工房	〃 〃 大字万場 2	0274(57)2620	
4	新井鑑札販売所	〃 〃 大字万場 54	0274(57)3132	
5	齋藤鑑札販売所	〃 〃 大字塩沢 372	0274(57)3132	
6	高橋鑑札販売所	〃 〃 大字黒田 17	0274(57)3039	
7	黒澤鑑札販売所	〃 〃 大字船子 1551	0274(57)3835	
8	新井おとり販売所	〃 〃 大字小平 82	0274(57)2823	
9	茂木鑑札販売所	〃 〃 大字小平 414	0274(57)3724	
10	田村おとり販売所	〃 〃 大字相原 3	0274(57)3664	
11	黒澤おとり販売所	〃 〃 大字青梨 851-1	0274(57)3626	
12	新井鑑札販売所	〃 〃 大字青梨 22	0274(57)3631	
13	野村鑑札販売所	〃 〃 大字神ヶ原 541-1	0274(58)2324	
14	小林鑑札販売所	〃 〃 大字神ヶ原 36	0274(58)2920	
15	小柏おとり販売所	〃 〃 大字黒田 40	090-2497-3456	
16	福島おとり販売所	〃 〃 大字黒田 69-3	0274(57)2774	
17	セブンイレブン 鬼石三杉町店	藤岡市鬼石 634-4	0274(52)6707	雑日
18	つりピット!	高崎市江木町 1499-1	027(384)3390	
19	サンビーム 高崎店	高崎市飯塚町 206-6	0273(64)3332	
20	(株)上州屋 高崎店	高崎市貝沢町 1319-1	0273(64)0675	
21	つり具 天狗屋	前橋市西片貝町 4-16-36	027(224)6334	
22	よろづ屋	富岡市富岡 1231	0274(63)0114	
23				

※雑日：雑魚日釣り券のみの取扱

特設釣り場遊漁証取扱所

No	名 称	所 在 地	電 話 番 号	備考
1	ようらく	多野郡神流町大字持倉 570	0274(57)2519	